

TEL 095-825-1132
FAX 095-827-3658
E-mail info@nagatakaikei.co.jp
URL http://www.nagatakaikei.co.jp/

永田会計 紹介コーナー



グループ紹介の第3回目は、HPグループを紹介します。

ホームページグループは、文字通り、永田経営グループのホームページの管理運営、メールマガジンの配信、ブログ作成をするグループです。現在のホームページは、一から自分たちで作成し、運営しています。ぜひ、一度ご覧ください

(<http://www.nagatakaikei.co.jp>)
それでは今年度のHPグループのメンバーを紹介します。



田平：ホームページグループのリーダーを務めます田平です。

見やすく親しみやすいホームページを目指し作成しています。

また、メールマガジンでは、お役に立つ情報を提供できるように心がけています。

尾下：今年からHPグループに所属することになりました尾下泰治です。

他のメンバーとは一回りも二回りも年が違いますので、今までの経験を生かし、経営のお役にたつ情報を、HP・メールマガジンを通じて、すばやくそしてわかりやすくお伝えしていきたいと思います。

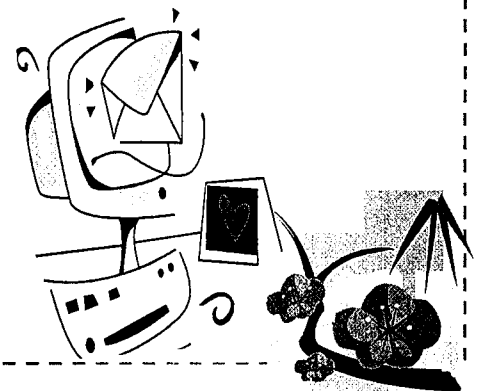
佐藤：HPグループに所属しています、佐藤美紗希です。

グループでは主にホームページの更新やメールマガジンの送信、ブログの更新を担当しています。またブログでは永田会計の朝礼で出たお話などを紹介しています。こちらは永田会計ホームページから見る事ができますので、ぜひ遊びに来てください！

メールマガジンの登録は↓まで！！



永田経営グループでは、定期的に皆様のお役に立つような記事をメールマガジンでも発行しております。
経営、労務、税務、会計、マーケティング、業種別情報等様々な情報を提供させていただきます。
全て2、3分程度で読め、すぐ実践していただける内容ばかりです。
ぜひ、ご覧ください。
なお、配信ご希望の方は、mm@nagatakaikei.co.jp 宛に、
会社名、お名前を記載の上、空メールを送信してください。
パソコン用メールアドレスのみとなりますので、ご了承ください。



確定申告シーズンがやってくる！今年のポイントをチェック！

●復興特別税が上乘せ

所得税に2.1%が上乘せとなる“復興特別所得税”が今年1月から始まっています。確定申告では通常通り所得税を計算後に、2.1%相当額を計算し、合計を納税します。25年間も続く制度なので、一時的な上乘せというより恒久増税という印象です。住民税については、2014年6月から10年間、年1,000円引き上げられます。

●高額給与所得者は増税へ

年収1,500万円超の給与所得者は43万人で、全体の1%の少数派。給与所得控除額が245万円で頭打ちとなったため、かなりの増税に…。年収5千万円だと89万円もの増税で、いくら富裕層とはいえ、影響はかなりの金額に…。

給与収入と税負担 (単位：万円)

給与収入	給与所得控除		増税額 (所40.84% +住10%)
	現行	改正後	
10,000	670	245	216.07
5,000	420		88.97
3,000	320		38.13

上乘せできる必要経費“特定支出”

サラリーマンが負担する“職務に必要な一定の経費”(通勤費、転居費、研修費、資格取得費など)で給与所得控除の1/2を超えた部分は、給与所得控除額の外に必要な経費に計上できます。

とはいえ金額基準はかなり高めで、年収600万円で87万円、年収800万円で100万円。研修費にしても転居費にしても、こんな高額を自己負担できる人は滅多にいないのでは？

●地震や台風被害も確定申告

自宅や家財が台風や地震で損害を受けた場合、雑損控除を申告できます。別荘や一組30万円を超える書画骨董、宝石など生活に必要な資産の損害額は雑損控除の対象になりません。被害が大きい場合は、災害減免法の制度も使えるので、有利な方を活用しましょう。

【雑損控除】

次のうちいずれか多い額を所得控除に計上します。

- ① (損害金額+災害関連支出金額-保険金等) - 総所得金額等×10%
- ② 災害関連支出金額-5万円

【災害減免法では所得税額が減免】

住宅や家財の損害が時価の50%以上で所得が1千万円以下なら、所得税が減免となる制度です。所得500万円以下なら全額、750万円以下なら1/2、1千万円以下で1/4が減免対象となります。

「盗難や横領による被害」も雑損控除の対象となりますが、詐欺、脅迫による被害は対象外。振り込め詐欺についても、盗難、横領にはあたらないとして、雑損控除の対象とならないと判決が出ています。

●消費税の申告もれにご注意！

税制改正があったため、今年からは基準期間(2年前)の課税売上高が1千万円以下でも、特定期間の課税売上高(前年1-6月)が1千万円を超えていたら、消費税の申告が必要、となりました。特定期間の1千万円の判定は、課税売上高でなく給与等支払額でも判定できますので、申告せずすむ場合もあります。

免税の方でも、1月から6月の課税売上高を把握し、翌年の消費税申告が必要ないかどうかを確認しておくようにしましょう。

●扶養対象者のチェックポイント！

扶養に入れている妻や子の収入を確認していますか？子どもが親に内緒でアルバイトしていると、市役所等から父親の勤め先へ連絡が行き、年末調整のやり直しとなってしまふことも…。勤め先に迷惑がかかるため、注意が必要です。アルバイト以外にも、妻や子が満期保険金を受け取った一時所得などが38万円を超えると、その年だけは扶養から外れてしまいます。逆に、妻が仕事をやめた、出産で会社を休んでいる、親へ仕送りを始めたなどで、扶養を増やせる場合もあります。一人でも結構な節税ですから、一度確認しておきましょう。

●税務調査ポイントからみる注意点

◆ネット取引は積極的に調査

2012年度はネット取引1,886件について税務調査が行われています。内訳は、ネット通販(34%)、オークション(24%)、ネット広告(14%)などの順。近頃はやりのネットオークション、自分に不必要なものが意外な高値で落札されることも。自宅の生活用品を売って利益が出て原則非課税ですが、1組30万円以上の書画骨董、貴金属などを売って利益が出れば申告が必要。

アルバイトは、自分のHPやブログ上に広告バナーを貼り、閲覧者がそこから商品購入すると報酬が支払われる仕組み。人気サイトにもなれば相当な収入が受け取れます。

◆金の売却益の申告もれも

金の譲渡所得は税務調査の重点項目のひとつ。所得が出ているか確認して申告もれに注意！

◆海外取引には厳しくなる一方

国外財産調書制度がいよいよ来年からスタート。海外資産の時価は早めに確認しておきたいものです。合わせて、海外ファンドの解約益の申告もれなどにはくれぐれもご注意を！

